

## 専門委員会 新規委員任命に関する申請と決定の手順 (Ver. 1.6)

専門委員会の新規委員申請ならびに決定について下記に定める。

### 第1項 委員の任命および任期

1) 委員の任命および任期は、一般社団法人日本臨床化学会 細則 第44条、第45条ならびに第49条4による。

細則第44条 各委員会は、理事会の承認を得て代表理事が委嘱した委員によって構成される。委員の任期は4年とし、再任を妨げない。但し、細則に規定する委員会にあっては、これを適用しない。

2 委員は、任期開始時満65歳未満の会員とする。

細則第45条 各委員会は、委員長1名を置き、委員長は委員会を主宰する。委員長の職務を補佐するため、理事会の承認を得て、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長及び副委員長の任期は4年とし、再任は妨げない。ただし、細則に規定する場合は、これを適用しない。

細則第49条4 専門委員会の委員は若干名とし、正会員の中から担当理事が推薦し、理事会での承認を経て代表理事が委嘱する。委員長は、委員の互選により選出し、理事会での承認を経て代表理事が委嘱する。委員長の任期は4年とし、再任を妨げない。

2) 専門委員会委員について下記のとおりとする。

① 専門委員会は、委員長、副委員長、委員、オブザーバー委員からなる。

② 委員長、副委員長、委員は、任期開始時期65歳未満の会員とするが、オブザーバー委員については、会員であれば任期開始時期65歳未満の規定を適用しない。

③ 会員とは、正会員、企業会員、名誉会員、有功会員をいう。

④ 企業会員である委員についても下記の申請手順にしたがって申請するものとする。ただし、企業会員である委員長、副委員長、委員については、個人会員であることは問わないが、細則第44条2の「任期開始時期65歳未満の会員とする」の項は適用される。

⑤ 専門委員会の委員名は、雑誌に掲載する。

⑥ 専門委員会は、当該専門委員会による決定で、「オブザーバー」を臨時におくことができる。このオブザーバーは正規の委員としての学会事務局での事務処理は行わないので、当該専門委員会の委員長の責任で対応することとする。

⑦ 委員長は、委員を2年ごとに更新して委員会の活性化に努める。

⑧ 委員長は、30～40才代の委員が全体の3分の1程度以上となるように努める。

注1：委員はすべて同格に扱うので、当該委員会からの推薦については、人数などの制限は設けないこととする。ただし、新規委員の人数については、学術連絡委員会の委員長および副委員長で適時判断する。

### 第2項 申請手順

1) 専門委員会の委員（オブザーバー委員も含む）を新規に申請する場合は、以下の手順による。

① 当該専門委員会の委員長は、日本臨床化学会学術連絡委員会委員長宛の「新規委員申請書」を作成し申請者の略歴書とともに学会事務局に提出する（E-mail可）。

② 「新規委員申請書」は、以下の項目について簡単に記す。

・ 申請委員名、所属・役職、会員、推薦理由

③ 専門委員会委員長は、委員の交替や追加がある場合、利益相反を取りまとめて法務委員会に提出する。また、委員のいずれかが利益相反に抵触する恐れがある場合、当該委員の利益相反を改めて法務委員会に報告する。

### 第3項 決定手順

1) 新規委員の決定は、以下の手順による。

① 「新規委員申請書」について、学術連絡委員会の正副委員長が確認を行う。

② 上記の結果を受けて、学術担当理事は理事会に諮り（メール理事会審議可）、承諾を得る。

③ 新委員の委嘱は、代表理事名により行う。

以上